

会議名称		令和3年度第2回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日時		令和3年5月24日(月) 14時00分から16時20分まで
場所		杉並区役所 第4会議室(中棟6階)
出席者	委員	佐藤会長、阿部委員、井口委員、井上委員、桐野委員、柴田委員、庄司委員、堤委員、三田委員、山崎委員、奥山委員、新城委員、富田委員、松浦委員、松本委員、山本委員、浅見委員、加藤委員、細川委員
	実施機関	滝川保健予防課長、三ツ木新型コロナウイルス予防接種担当課長、佐藤済美教育センター所長、人見危機管理対策課長、阿出川区民生活部管理課長、岡本納税課長、日暮国保年金課長、齋木地域包括ケア担当課長、笠地域子育て支援担当課長、高取課税課長、高橋区民課長
	事務局	手島情報・行革担当部長、倉島情報システム担当課長、森情報政策課長
傍聴者		0名
配布資料	事前	・資料1 令和2年度第6回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 令和3年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料3 令和3年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項
	当日	・会議次第

【会議内容】

- 令和2年度第6回会議録・令和3年度第1回会議録の確定
- 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第2号	在宅人工呼吸器使用者医療機器貸与・給付に関する業務の登録について(追加・変更)	報告了承
諮問第3号	在宅人工呼吸器使用者医療機器貸与・給付に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第4号	予防接種に関する業務の外部委託について(変更)	決 定
諮問第5号	予防接種に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第6号	ワクチン接種記録情報連携システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決 定
諮問第7号	教育指導に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第8号	教育指導に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第9号	オンライン情報連絡システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決 定
報告第3号	物品の配布に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第10号	物品の配布に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第11号	物品の配布に関する業務の目的外利用について(新規)	決 定
諮問第12号	飲食店配布管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決 定
報告第4号	平和学習派遣事業に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第13号	平和学習派遣事業に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第14号	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第15号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第16号	介護予防事業に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
報告第5号	出産応援事業に関する業務の登録について(新規)	報告了承

諮問第 17 号	出産応援事業発送管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決 定
報告第 6 号	人事給与システム (小型) に記録する個人情報の項目について (追加)	報告了承
報告第 7 号	住民税賦課徴収情報伝送システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	報告了承
諮問第 18 号	証明書コンビニ交付システム (中央) に記録する個人情報の項目について (追加)	決 定
諮問第 19 号	国民健康保険システム (中央) に記録する個人情報の項目について (追加)	決 定
諮問第 20 号	後期高齢者医療システム (中央) に記録する個人情報の項目について (追加)	決 定
諮問第 21 号	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決 定
諮問第 22 号	国民年金システム (中央) に記録する個人情報の項目について (追加)	決 定
諮問第 23 号	年金生活者支援給付金システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決 定
諮問第 24 号	介護保険システム (中央) に記録する個人情報の項目について (追加)	決 定
諮問第 25 号	児童扶養手当システム (小型) に記録する個人情報の項目について (追加)	決 定
一般報告	令和3年度住民基本台帳ネットワークシステム業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画等について	報告了承

会長	<p>本日は御多用の中、当審議会へ御出席いただきありがとうございます。ただいまより、令和3年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。</p> <p>初めに、事務局職員の人事異動について、事務局からお知らせをお願いいたします。</p>
情報・行革担当部長	<p>4月から情報・行革担当部長に就任いたしました手島でございます。どうぞよろしくお願いたします。事務局で私以外の人事異動はございませんでしたので、引き続きよろしくお願いたします。</p> <p>また、先日は第1回の審議会を書面会議という形で開催させていただいたところでございます。皆様におかれましては、特段の御理解と御協力をいただきまして、この場をお借りして御礼申し上げる次第でございます。ありがとうございました。</p>
会長	<p>次に、本日都合により欠席される委員について、事務局からお知らせをお願いいたします。</p>
情報・行革担当部長	<p>本日欠席されております委員は、石川委員と水町委員でございます。なお、山本委員につきましては遅れて出席という形になっております。</p>
会長	<p>それでは、議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、2件の会議録の確定を行ってから報告・諮問案件の審議をしまいたいと思いますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、資料1の令和2年度第6回の会議録、資料2の令和3年度第1回の会議録についてですが、事務局から修正や補足説明はありますでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>特段、ございません。</p>
会長	<p>それでは、委員の皆様から会議録につきまして訂正箇所、御意見などはありますでしょうか。</p> <p>ないようですので、令和2年度第6回と令和3年度第1回の会議録については確定とさせていただきます。</p> <p>次に、次第の4に移らせていただきます。報告・諮問事項の審議に入ります。情報・行革担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
情報・行革担当部長	<p>諮問文を読み上げて会長に渡す。</p>
会長	<p>ただいま、情報・行革担当部長から諮問文を受けました。</p> <p>本日も、委員の皆様と事務局、実施機関の皆様にお願がございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、効率的に議事が進められ、時間短縮が図られるよう、会議の進行に御協力を是非お願いたします。</p> <p>順序を変更するなど特に必要のない場合は、会議次第の裏面の報告・諮問事項の一覧の順に従って審議をしていきたいと思っております。</p> <p>初めに、報告第2号と諮問第3号、諮問第4号から諮問第6号、諮問第7号から諮問第9号について、事務局から説明をお願いいたします。</p>

報告第2号、諮問第3号 諮問第4号～第6号 諮問第7号～第9号	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいま、3件まとめて説明していただいたのですがけれども、若干観点が違うと思いますので、3件を分けて、それぞれに関して質問・意見という形で進めたいと思います。
会長	所管課の方の出席時間の関係があるということなので、順番を変えて、まず最初に、予防接種、ワクチン接種記録情報連携システムに関しての諮問第4号から第6号の質問をお受けしたいと思います。
委員	1点だけ質問させてください。6ページの「再委託が必要な理由」の欄を見ると、「接種を円滑かつ迅速、確実に終了させる必要がある」というように記載されています。一方で、VRSへの入力は、あくまでも接種が終わった後の処理と理解しておりまして、「接種を円滑かつ迅速、確実に終了させる」ために外部委託をするというところが余りつながらないような気がしています。この再委託の理由について、改めて説明していただければと思います。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	再委託の禁止の解除ですが、これは前回諮問した今回と同様の「予防接種に関する業務」で扱う、集団接種会場の設営、予約システムの運用保守、予診票の回収を再委託するものです。今回の各会場におけるVRSへの接種状況の送信については、再委託は行いません。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	VRSというのが今回新しく出ました。前はV-SYSでしたか、あれは確か厚労省だったと思うのですが、今回はVRSということですか。私たちが個人情報を提供するという事は、それに見合うようなサービスが受けられるということを想定しているわけです。今回、このVRSによって、杉並区民である私個人にとって、どのようなメリットがあるのかを教えてください。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	まずVRSですが、各自治体間で接種情報を共有するものです。今般、新たに2種類のワクチンが認可されたところですが、ワクチンの種類、接種回数等の誤りの防止、それを通じて区民の生命を守ることにつながるものです。また、自治体間での情報共有ですので、転居等に関しての迅速な情報の交換が可能です。現在、他自治体における個人の接種状況の確認手段が電話による照会のみでして、ワクチン接種が全国規模で始まっているという状況の中で、迅速かつ効率的に進めていくためには、VRSを活用することが必要と考えております。
委員	転居情報の共有ということは前にも言われていましたけれども、引っ越しをしたら、その人が予防接種を打ったかどうか分からなくなってしまうものなのですか。今回のワクチンなど、多くの方は早く打ちたいと思っているわけです。その方が打ったかどうか、引っ越してしまったら忘れるのですか。中にはそういう方もいらっしゃるだろうけれども、多くの方はきちんと覚えているだろうし、むしろワクチン接種券を持っていて、それを正直にき

	<p>ちんと申請すると思うのです。それなのに、それが私個人にとってどのようなメリットになるのかがよく分かりません。</p> <p>では、聞き方を変えます。予防接種台帳というのがありますよね。昔からある仕組みですが、あれでは駄目なのですか。そういう情報は共有できないのですか。隣の中野区に引っ越してしまったら、全く分からなくなってしまうのですか。</p>
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	<p>まず、既存の予防接種台帳を使った場合、情報が動くのに最大で2か月ほど時間が掛かります。今回のVRSを使いますと、かなり迅速かつ効率的に進めていくことが可能です。また、電話による照会になってしまいますので、この点も踏まえて迅速な対応が可能と考えております。</p>
委員	<p>予防接種台帳だけだと、1回打った後、2、3か月待たないと次の接種ができないのですか。今回はワクチンを2回打つから3週間以内ですよ。予防接種台帳だとそうになってしまうのですか。</p>
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	<p>区は別に予約管理システムを構築しており、1回目の接種後、すぐに3週間後の2回目の接種予約が可能となっております。区は、予約に関しては予約管理システムを導入しているところです。</p>
委員	<p>ということは、その予約管理システムでちゃんと把握できるということですよ。まず確認します。それから続けて聞きますが、今回のVRSという仕組みが、素人にはよく分からないのです。気になるのは、マイナンバーを使うとも聞いているのです。そもそも予防接種というのは自治体のお仕事であって、自治体内で把握していればいいはずのことです。今回は、人数が多かったり、それに伴って移動があるだろうということも、確かに分からないのですけれども、どこの誰がこういった情報を使うのかが分からないのです。どこの誰がこの情報を使うのですか。</p>
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	<p>マイナンバーの利用に関しては、転入者が接種状況確認の際の個人特定にマイナンバーを利用してほしいと本人が同意した場合においてのみ、マイナンバーを使って情報を共有するものです。VRSに登録された情報は、区の担当者が見ることになります。</p>
委員	<p>では、今回のVRSの中のどういう場面で、個人の情報が使われているかということを知りたいと思います。ここに書かれていることには、業務を行う職員のみがアクセスできるといっています。しかし、このフロー図の中を見ると、接種会場でタブレットを使うと書いてあります。このタブレットを使うときに、杉並区の保健所の職員は現場に行って、最後までその人たち以外はその情報を見ないのですか。</p>
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	<p>タブレットでは接種状況の送信のみを委託事業者が行います。VRSにある情報を見るものではありません。</p>
委員	<p>接種状況ということですが、例えば予診票などは見ないのですか。あと、接種状況というときには、どこのどなたが打ったという情報を見るわけですよ。業者も見るのでしょ。どうですか。</p>
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	<p>予診票については、前回の審議会に諮問し、了承いただいております。</p>
委員	<p>タブレットがあるそうですね。かなりたくさんの方が並んで、2、3分間</p>

	<p>隔ぐらいで打つのか分かりませんし、そのタブレットが何十台あるのか知らないけれども、サクサクと進むのですか。それとも、その日のうちにはその記録はできないから、間に合わないから、例えばその後、その記録をどこかほかの所に持って行って記録をするということになるのですか。</p>
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	<p>接種会場で、その場で読み取ります。</p>
委員	<p>では、それはもうできるわけですね。つまり、その中で完結して、その情報を見る人は委託された業者、ちゃんと個人情報を保護しなさいと言われていた人たちだけが見るということですか。</p>
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	<p>今、御指摘の者のみが見ることになります。</p>
委員	<p>VRSというのは、入力をするときにマイナンバーそのものをキーにするわけではなく、そのほかの番号を使うということですが、マイナンバーそれ自体は使わないにしても、それはどの時点で使うのですか。</p>
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	<p>転入者が、接種状況の確認に、マイナンバーを使いたいとの御自身の申請があったときに使うという形です。</p>
委員	<p>そうすると、接種記録を入れていく段階においては、マイナンバーは全く触らないのですか。マイナンバーから派生させたほかの番号で使うのではないですか。つまり、そういう全体を一律に管理することができるシステムでないと、何件接種したということが分からないのではないですか。</p>
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	<p>マイナンバーはここでは使いません。使うのは接種券番号です。</p>
委員	<p>そこですよ。マイナンバーは使わないとか、いろいろなことを言われるけれども、接種券番号は使うわけですよ。そして、接種券番号とマイナンバーは、1対1で対応している。1人に1つのユニークな番号が、1人1件の番号が振られているわけです。そういう意味では、それが管理されるわけですよ。国は今回、接種記録までは取らないと言っていますが、そういった接種記録と私たちの個人情報はどういうように関連していますか。どこのどなたがワクチンを打ったということが、国にまでスッと分かるようなシステムになってはいないと思うのですけれども、そこを詳しく教えてください。</p>
情報政策課長	<p>国は、マイナンバーで個人の情報の検索を行わないということです。また、VRSですが、それぞれ自治体の領域があります。杉並区に割り当てられた領域を確認できるのは、杉並区のみとなります。</p> <p>また、どこの誰がいつ打ったのかという個人情報は、国では扱わないということです。国で扱うのは、例えば全体的な統計を取る場合です。国はコロナの政策を行うに当たって、どのぐらいの方が接種を完了しているのかといったところを確認するためにマイナンバーを使うと聞いております。</p>
委員	<p>釈迦に説法ですけれども、そもそも予防接種業務というのは自治体のものであって、国が一律的に管理するものではないと思います。多分、区長が保健所長に事務を委任してやっていると思うのです。だから、国に個人情報が行く必要がないのに、今回引越えをしたときにはマイナンバーをお伺いすると。もちろん、これには本人同意を取りますから、本人が嫌だと言ったら、</p>

	そのときはどうやって調べるのですか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	転入の際に接種状況を確認するには、基本の3情報の姓名、生年月日、性別を使うこととなります。マイナンバーは原則、使いません。
委員	本人から聞いて、その3情報を入力するわけですね。結構間違いがあり得ませんか。住基登録のとおり、きっちり自分で説明できない人もいますけれども、どうですか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	転入届等を確認しながらの作業になるので、できると考えております。
委員	なるほど、住基情報を見ながらということですね。そうしましたら、このくらいでいいです。 また元に戻りますが、なぜマイナンバーがここには必要なのでしたかね。マイナンバーは使っていないとおっしゃっているけれども、実際にはそれを基にして番号を出して、つまりすぐにその人にたどれるようになっているわけです。なぜこのようなことを言うかという、例えばこの後にワクチンパスポートとかワクチンの接種記録などが国に吸い上げられる状況になっているわけです。接種記録は把握しないと言っているけれども、それが可能なシステムを今ここで構築しようとしていて、既になっているわけです。ワクチンを接種したかどうかというのは、私にとっては機微情報なのです。なぜここでマイナンバーが必要になるのでしょうか。マイナンバーというのは背番号ですよ。いかがですか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	繰り返しになってしまいますけれども、転出入等に迅速に対応するためと理解しております。
委員	もうこれで終わりにしますけれども、転出入というのはそんなに件数があるわけでもないし、これに関しては正に御自分で覚えていますよ。忘れたら困るのだから。なのに、なぜこんなシステムを作るのか。そこに入ってしまうと審議会のテリトリーから外れますからやめますけれども、なぜそんなところに私たちの個人番号を吸い上げられなければならないのか、私は非常に疑問に思っています。もう堂々巡りなのでこれでやめます。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	1点だけ質問させていただきます。7ページの外部結合記録票についてです。収集する個人情報と提供する個人情報があって、提供するほうについては9番から13番の項目がないのですが、杉並区のほうから接種日時とか、要するに接種したよという情報はこのシステムの中に提供することはないという理解ですか。
情報政策課長	7ページの9番から13番については、9ページの図の中のDの国のタブレットとVRSを結合してVRSに取り込む項目です。区と外部の結合という形では行わないことから、9番から13番は入っていないといった形になっております。
委員	国のタブレットから送るから提供には当たらないということですが、Cの国のパソコンには、杉並区から送るといったことにはならないのですか。
情報政策課長	まずこの外部結合記録票は、区の電子計算組織、いわゆるパソコンを外部のどこのパソコンに結合するのかといったものの記録票になっております。

	<p>今回、提供する個人情報については、先ほどの図のB、区のパソコンから、Cの国のシステムにつながります。この結合により提供する項目は、7ページの1番から8番の項目です。</p> <p>9番から13番については、Dの国のタブレット、いわゆる国の電子計算組織からCの国のシステムに取り込む情報です。作業をするのは区の委託事業者ではありますが、国のタブレットからCの国のシステムに外部結合して、情報を収集する形になっております。9番から13番の項目は、国のタブレットを用いて国のシステムに情報が入ります。この情報を、Bの区のパソコンから収集するという形なので、提供と収集については差が生じているところになっております。</p>
委員	<p>区でもう既に実施している情報というのがありますよね。これもCのシステムの中に情報を入れなければいけないわけですよね。それというのは、区からこのシステムに対する提供ということにはならないのですか。</p>
情報政策課長	<p>接種状況は、区のほうでまた別なルートでAの予防接種台帳システムのほうに入れますが、あくまでもVRSとのつながりで考えますと、提供する最初の氏名等については、区のパソコンから国のCのパソコンへの外部結合により入れます。ところが、どの接種会場でいつ接種したかということについては、Dの国のタブレットとCの国のVRSの結合により送ります。</p>
会長	<p>この9ページの図でいうと、Dから収集されるものを7ページの右側の収集する個人情報の項目として書いている。ここは実際には杉並区の委託事業者ですけれども、簡単にいうと、前を情報が素通りしていくので、区から国に提供しているのではなくて、御本人からお申出のあった1番から13番までに関して、ワクチンのロット番号、お医者さんなどの情報がDから行くので、杉並区が一旦もらったものを提供するのではなくて、目の前を通過していくから収集と書いているという意味でいいですか。</p>
情報政策課長	<p>はい。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
委員	<p>2点あります。1点目は今の関係です。9ページの図の中ですが、Dに接種日時以降の9番から13番の情報がどうやって入るのかということです。ニュースなどで見ていると、バーコードをピッと読み取れば終わるというようなお話でしたけれども、その辺がどうなっているのかが、やはり国のタブレットに情報を提供することになるので、よく分からなかったというのが1点目です。</p> <p>もう1つが、このVRSの目的というのは、転入者・転出者の接種に間違いがないようにするというのが、かなり大きな目的ではないかと思えます。そうした場合、Dのタブレットは情報を提供するだけでいいのでしょうか。2回目の人に関しては、前にどのワクチンを何日に打ったというような情報は、どうやって手に入れるのでしょうか。それをきちんと確認しないと、当日の接種が正しいかがよく分からないですよね。前はモデルナの人に、今度はファイザーを打ってしまうということが出てきてしまう可能性もあるので、そうすると、このDのタブレットからCのデータベースへは一方通行ではなくて、向こうの情報も欲しいのだと思うのです。その辺はどうな</p>

	っているのか。この2点について御説明いただければと思います。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	1点目については、タブレットごとに接種会場などの設定を変えてバーコードを読み取ることで9番から13番の情報を読み取る形で対応します。 2点目ですが、9ページの図のBの所で、窓口等でクーポン券の再発行等の手続のときに確認していくことになります。
委員	ということは、クーポン券の中に1回目の接種の情報が入るということですか。
保健予防課担当者	今は転入者に対してですけれども、転入された方には自己申請をいただいて、まずクーポン券を発行します。ファイザーのクーポン券だと1回目と2回目の接種がありますので、その方が他自治体で1回目の接種を受けた方であれば、1回目のシールを剥がした状態で2回目的のものを渡すというやり方で、誤り等を防ぐという運用を考えております。
委員	今、モデルナは自治体でやらないからいいかもしれませんけれども、ファイザーには3週間という日にちがあるじゃないですか。それが例えば、2か月たってしまうということがあったとしても、それは全く問題ないという認識でそういうやり方になっているのですか。
保健予防課担当者	御指摘の点は、課題として研究させていただければと思います。
情報政策課長	これからいろいろなワクチンの種類が出てくるかと思えます。転入した人は自分が打ったというのは多分、多くの方は分かるかと思うのです。ただ、いつ打ったかという正確な日付、ワクチンの種類によって空ける間隔も変わってくるため、そういったところを間違えてはいけないことから接種状況の確認が重要になります。打ったか打たないかに加え、何をいつ打ったかということも、正確に区のほうで把握する必要があるといったところから、9ページのBとCの間に赤い点線が書いてありますが、転入者の確認のときに、いつ何のワクチンを打ったかといったことをまず確認した上で、予診票の再発行、2回目分を御本人にお渡しするという形で、間違いがないように保健所のほうで事務を行っていくというように認識しております。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	私も何点か、これまでのやり取りも含めて整理をさせていただきたいのですが、この自治体間の連携で、転出入の状況を、間違いなくワクチンをとということですが、このシステムそのものは、全国の自治体全てでこれを使うということとして認識してよろしいですか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	全国の自治体全てで使うという前提でございます。
委員	この実施がもう既に明日からというようになっていますが、今の全国状況というのは、もう全て明日以降、あるいは近々に設置をされるという状況になっているということでよろしいのでしょうか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	全国状況まではちょっと把握できておりませんが、東京23区におきましては、22区で導入しております。
委員	それから、本人同意が、これはマイナンバーを使って申請をした場合なのでしょうか。本人同意がある場合にのみ個人番号は送付されるということですが、マイナンバーを使った人だけというような確認でよろしいのでしょうか。

	か。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	マイナンバーを利用するのは、本人から申出があったときのみ転入者の接種状況確認の際に使います。
委員	では、その申請書には個人番号について、これは任意ですというような書かれ方があって、そのように本人同意というようなことを確認されるのでしょうか。つまり、書かれていたら、人間というのは書いてしまうような状況にもなると思うのですが、個人番号まで、先ほどの議論も含めて、なぜここで必要なかということ、大変私も疑問を持つ一人なのですが、あえてここに個人番号、申請書の中に個人番号を書かなければならないのか教えてください。
会長	まず、記入欄に任意と明記されているのかについて御回答をお願いします。分からなければ、分からないでも構わないです。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	任意でというようなことは書いてないです。
情報政策課長	補足です。マイナンバーにつきましては、VRSに入れるか、入れないかを本人に問うものではございません。区のほうで、全対象者のマイナンバーをお送りします。その後なのですが、個人の方が転入されたときに、接種状況を確認するとき、基本的には先ほど申し上げたお名前等の情報で個人を特定して、そこでマイナンバーを使う予定はございませんが、その段階で、余り想定はできないですけれども、例えば御本人がどうしてもマイナンバーで検索してくださいとの申出があった場合のみ、御本人の同意を得てマイナンバーでの検索を行うというものでございます。
委員	このフロー図を見ますと、ブルーの矢印が国のほうまでいっているわけです。そして、そのブルーの中には、4情報以降に個人番号も明記をされて送られているわけです。どう利用するかどうかではなくて、送られる必要があるのかということの疑問なのです。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	誤接種等を防ぐために必要と思っています。
委員	私は個人番号を送るのは嫌ですといった場合に、私の拒否権といいますか、自己情報をコントロールしたいので、そこはどのようにかなうのかどうかを教えてください。このようにあらかじめ書いてしまうと、全員の個人番号が送られてしまうのではないのかということを懸念しながら聞いているのですが、いかがでしょうか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	今の御指摘のとおり送られます。
委員	分かりました。利用ということで、送ることに対する本人同意は聞かないということなのですね。それは分かりました。その理解でよろしいでしょうか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	送られますが、接種記録の確認同意書におきましては、マイナンバーによる接種記録を確認することの同意のチェック欄というものがございます。したがって、そこで同意しなければマイナンバーを使つての照会ということにはならないという形です。

会長	ほかに御質問はありますか。
委員	私もフロー図についてですが、分かりづらいと思うのです。まず、予防接種台帳管理システム、これは杉並区のシステムで、もうワクチンの接種が行われているので、稼働しているシステムですよ。このシステムというのは、接種会場ではこのシステムにアクセスできないのでしたか。接種会場では、誰がいつ来てワクチンを打つとかというのは、全く分からないのでしたか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	接種会場では、この予防接種台帳管理システムにはアクセスしません。
委員	そうすると、接種会場ではどうやって、今日はこの人とこの人とこの人だということを確認するのですか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	予約管理システムで確認することになります。
委員	予約管理システムとこの接種台帳管理システムというのは、どういう連携がされているのですか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	この2つの連携はございません。
情報政策課長	<p>いろいろなシステムが出てきてしまってますので、補足させていただきます。まず、Aの予防接種台帳管理システムは、従前から区で様々な予防接種を行っておりますので、予防接種法に基づきシステム管理しなければならないもので、これは新型コロナワクチンができたことから設置したものではありません。これまでも杉並区で様々な予防接種を管理しているシステムでございます。それから、VRSについては、先ほど来申し上げた、転入者等の接種状況が確認できるものです。</p> <p>あと、予約管理システムは、2月のこの審議会で、予防接種関係でお諮りさせていただいた内容となりますが、会場管理等を担う委託事業者が構築した予約システムになります。区民がこのシステムにアクセスをして、接種日時や会場を予約します。この予約システムを見ることで、各会場では、今日は誰が来るのか確認できる形になります。</p> <p>もう1つ、これも2月の審議会でお諮りしたのですが、国が構築したV-SYSというシステムがあります。これは、杉並区がどのぐらいワクチンが必要かを、国に申請をして、国が、杉並区に供給するワクチン量を示すシステム、つまり主にワクチンの供給に関するシステムになっています。</p> <p>幾つかシステムをやっているのですが、全て目的が違っているシステムになっておりますので、それぞれのシステムが連携して何かをするという形にはなっていません。</p>
委員	予約管理システムで、接種会場では誰が今日来るのかが確認できるわけですよ。そうすると、接種会場のDのタブレットで何をやるのですか。
情報システム担当 課長	補足ですが、予防接種台帳管理システムに入っている個人情報、例えば住所、氏名といった情報は、予約管理システムのほうにはUSBメモリ等の媒体を使って渡すというような形になってございます。
情報政策課長	今、御質問のあったDのタブレットで一体何をしているのということですが、予診票にバーコードがございます。そこで例えば今日、原っぱ広場の会

	場でこのワクチンを打ちましたといった情報、7ページの9番から13番の項目を、バーコードで読み取るような形になっております。
委員	そうすると、杉並区の予約管理システムは、ただ単に予約だけは管理するけれども、接種したかどうかは管理してないということですか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	接種に関して管理しております。
委員	そうすると、杉並区としては、予約管理システムで誰が何を打ったか、打ち終わったのかを確認できるわけですよね。予約管理システムに予約できる人は杉並区からクーポン券をもらった人ですよね。このVRSというのは何の必要性があるのですか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	<p>予約管理システムですが、これは接種券番号と生年月日だけを管理しているものでございます。何月何日にその接種券番号の人がどこの会場で1回目を予約したということが記録されます。これをもちまして、次の2回目の予約、3週間後の予約が取れる形で動いていくという、あくまでも接種予約に特化したものでございます。</p> <p>VRSに関しましては、全国の自治体共通の接種の記録管理になっております。予約システムは杉並区だけの予約に関したもので、VRSは全国的な接種状況の管理システムということになります。</p>
会長	杉並区が管理していますというようにおっしゃったのは、9ページでの④の手段を使って閲覧などができることをもってして管理していますという意味ですか。④の赤の点線で、それを介して杉並区は把握できますということも管理しているというようにおっしゃったということですか。それとも、この図の中にはない全く別の接種状況管理システムがあるということですか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	前段の御指摘のとおりでございます。
会長	要はCのシステムがないと、Bから杉並区に行くパスはないので、③を通じて④を使って杉並区は把握できることになるということですよ。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	はい。
委員	接種券番号というのは、杉並区でこの方にこの番号をとというのは決まっています、それはもう郵送までしているわけですよ。なので、予約管理システムに接種の記録が載っている段階で、杉並区はそれを区内の情報だけで突合ができるわけですよ。そうすると、杉並区としては、誰がいつどんなワクチンを打ったか、キャンセルしたか、打ってないかというのが管理できるわけですよ。なのに、わざわざ改めて、この外部結合もして、個人番号も使って、VRSというシステムを使う必要性が全く感じられないのですけれども、その必要性をもう一度説明してください。
情報システム担当 課長	VRSは、ワクチン接種状況について、ほかの自治体との情報連携ができるシステムでございます。例えば、1回目杉並区で打って、2回目を打っていない、そのような状況時に転出したような場合、転出先の自治体のほうではその接種情報を把握することができませんので、システムを使って確認がで

	<p>きるようにするものと認識しております。先ほどもいろいろお話がありましたけれども、このワクチンは1回目打ったときと同じ型番のワクチンを続けて2回目も打つ必要があるということもありますので、そうした情報が必ず機械を通して連携して漏れないようにしていくものと存じます。</p>
会長	<p>そうしましたら、質問があるかもしれないのですが、本日は13件の案件があって、2時間の会議が、今1時間ほど最初の1件で問われていますので、意見に移ります。</p> <p>今までの御質問の中で、半ば意見もおっしゃっていただいた部分があるかと思うのですが、その場合には議事録に残っていますので、どちらかというところ、御意見ではそこを復唱するのはやめていただいて、先ほどの質問のときに話したとおりの、例えばどうこうですという形で、結論のほうだけを端的にお伺いできればと思います。それでは、これについての御意見がある方はお願いいたします。</p>
委員	<p>まず、区の答弁が非常に不誠実であるということ指摘したいと思えます。マイナンバーを使うのかどうかということに対して、区は引越しのときには何とかと言っていますが、質問している側は、このシステムの中で使うのかと聞いているわけです。引越しの何とかということを使うことで、何かメリットがありますと、接種したい区民にメリットがありますというような印象を与えかねないです。とにかく、このシステムではマイナンバーを全部使うわけです。予防接種台帳のシステムがありますが、2か月とといったけれども、それはどのくらい打ったかという件数などの集計をするために2か月掛かるのであって、予約管理システムを使って翌日には予約ができるのです。そうでなかったら、ポンコツじゃないですか。とんでもないです。その辺の肝心なところを答弁してないです。</p> <p>それから、今回のシステムのVRSを使った目的は、要は官邸が、今何件打っていると、7月末には終わるのかと、オリンピックまでに終わるのかということを知りたいがためです。金額のことはここの審議会のマターではないけれども、多大な金をよく使ってくれるよなとも思います。そして本当に接種を希望する個人には全然役に立たないのです。全体のことでなくて、自分のことが分かればいいわけです。官邸が欲しいのは全体の記録で、そのために自治体がこんなことに振り回されて、また余計な時間が掛かって、しかも私たちの大切な個人情報を、個人番号まで含めて吸い上げられるという、とんでもないことです。反対です。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。</p>
委員	<p>私も非常に今回の個人番号が、本人同意を前提にしながらも、既に区からは送ってしまうという、国が収集することについては大変懸念があって、どんどん利用が拡大されていくような状況にもなってしまうので、今回については私は反対といたします。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。</p>
委員	<p>このVRSを使って、他自治体での接種記録を、転入時に迅速に確認ができるということがシステムのメリットだというような話でしたが、今はこのシステムがなくても、ワクチンの接種が行われていて、転入、転出という</p>

	<p>のは発生していますよね。亡くなっている方もいらっしゃると思うのですよね。こういう意味では、このシステムがなくても運用はできているというように私は感じております。そういう意味で、まずこのシステム自体が、個人番号まで使って作るようなシステムだとは感じられません。</p> <p>また、このシステムに入れるためのワクチン接種記録情報連携システム、フロー図のBの部分ですが、そこにUSBメモリーで入れるというのも間違いが出そうで、少しではなく、すごく疑問が残ります。ということで、今回のこの諮問第4号から第6号については反対いたします。</p>
会長	ほかに御意見はありますか。
委員	<p>今、多くの委員から懸念も示されてきていて、VRSの必要性だったりとか、可用性については、私も悩ましいと思う部分は率直にあるのですが、この多忙な現場の負担軽減という観点、あと、この審議会に諮問されている範囲の内容については了承できるかなと思いますので、これは了承としたいと思っています。</p> <p>外部委託の際に、傷病等の状況や妊娠の状況のような形で、他の情報と結合することで、機微に触れる可能性が高まるような項目の組合せというのが幾つか考えられるものですから、入力分割だったりとか、情報漏えいの事故が起きてしまった際の影響を最小化するように、入力の点で留意をいただければと思っています。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。</p> <p>では、次の案件に移ります。3つに分けようと思いましたが、時間の関係で2つまとめていきます。在宅人工呼吸器の件と教育指導の件ということで、報告第2号と諮問第3号、諮問第7号から第9号について質問をお願いします。</p>
委員	報告第2号、諮問第3号の人工呼吸器の件について2点伺います。ここで示されている難病患者以外という対象は、具体的にどのような対象を指しているのか、新型コロナウイルス感染症の重症患者さんなどへの適用を想定しているのかどうかというのが1点目です。
保健予防課長	難病患者さん以外という概念は、いわゆる重症心身障害児者等というイメージです。新型コロナで重症化された方に人工呼吸器を装着することはありますが、これは全身状態がかなり悪くなっている状況でして、一般的には高度な医療機関に入院して行われると考えておりますので、この事業の対象とは考えておりません。
委員	そういった意味ですと、重症心身障害児者等に対する対応ということで理解をしました。これまで貸与のみでやっていたところから、給付も新たに開始すると読み取れるのですが、この理解でいいかということと、給付を新たに行うという面では、予算措置がこの先行されるのかどうかについて伺います。
保健予防課担当者	貸与については東京都の難病医療機器の貸与事業があり、給付については身体障害者手帳を持っている方に関して、日常生活用具の給付事業というのがあります。貸与だけではなく、給付も既にやっておりましたので、今回そこに新たに対象者を広げて給付をするという作りになっております。ですか

	ら、予算措置は取っております。
委員	<p>では、諮問第7号から第9号の学校と保護者の連絡について何点か伺います。この施策については非常に素晴らしいものであると感じておりまして、高く評価したいと思っております。</p> <p>その上で、Forms等にアクセスするためのURLについて、保護者にどのように伝えていくのかということと、伝えたURLのうち、欠席や遅刻連絡のような、ある程度経常的に発生し得る連絡について、URLはどのぐらいの期間固定するのか、学期で変えるとか、年間で変えるとか、その辺のところを伺えればと思います。</p>
済美教育センター 所長	<p>まず、保護者への伝え方については、現在運用している学校と保護者をつなぐすぐメールでURLをお伝えする、また、それ以外にも、プリントでQRコード等を保護者に伝える、そんな方法を考えております。</p> <p>期間についてですが、少なくとも年度更新、いわゆる1年間使って、年度が改まるときには新たなURLに変更するよう、学校には伝えていきたいと考えております。</p>
委員	<p>15ページの概略図に、教員専用タブレット端末という記載があります。この教員専用タブレット端末というのは、保護者との連絡用に通常業務で使うものと別のタブレットを支給するというを指しているのか、それとも、先生が学校の業務の中で使っているいつもの端末を使うという意味なのか確認させてください。</p>
済美教育センター 所長	<p>現在学校に配布している教員が授業用に使っているタブレットのことを指します。</p>
委員	<p>最後に、この仕組みの実装、これを使って保護者が遅刻します、欠席しますという連絡を最初に行える時期はいつ頃を見込んでいるかどうか伺います。</p>
済美教育センター 所長	<p>今回の諮問で御了承をいただきましたら、できるだけ速やかに導入していきたいと考えております。ただ、学校への使い方や保護者への決まりの周知、またタブレットの設定変更等全て済みましたら、できるだけ早めに見えるように学校には周知してまいります。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>報告第2号と諮問第3号について、今回対象を拡大するということでしたが、大体何件ぐらい拡大を見積もっているのか、見込んでいるのか教えてください。</p>
保健予防課長	<p>明確な推測は難しい面がありますが、数件程度になると見込んでおります。</p>
委員	<p>ちなみに、今まで保有支援を実施しているところであると書かれておりますが、今までも保有支援という形で外部委託は行っていたのですか。それとも、今回対象拡大するから外部委託も追加されるということなのですか。</p>
保健予防課担当者	<p>今までは東京都の難病医療機器の貸与事業というものがありまして、東京都に対して、私どもが知り得た情報を渡していたのですが、今回それについて業者に対して情報を渡すということで、新規に外部委託ということの審議をさせていただいております。</p>

委員	3 ページ、委託先との授受の方法が文書となっております。文書のやり取りをどのように行うのか、また、渡した文書は返却されるのか、それとも向こうでずっと保存されるのか、その辺の最終的な扱いはどうなるのか確認させてください。
保健予防課担当者	フローの中を見ていただきますと、文書の授受に関しては契約を結んでということになるのですが、個人情報に関しては、どちらかと言いますと、文書の授受というよりも、主にきちんと連絡を取り合いながらやっていくところを想定はしております。一応、文書の授受ということ言えば、こちらが保護者様から受けた電話番号や住所等をお渡しをして配送をお願いするわけですが、その中で給付券を使ってやりますので、それが区に戻ってくるという流れにはなります。
委員	そうしますと、民間事業者、委託事業者に紙ベースで何か個人情報が残るということはないという想定でよろしいですか。
保健予防課担当者	文書で出すのですが、業務終了後に委託事業者から返却させる対応をしたと思います。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	諮問第7号から第9号について質問させていただきます。既に、私ども保護者にはメールで連絡が来たりとか、学校だよりはホームページを閲覧すればいい状態となっておりますが、わざわざ外部委託して面倒なことになるということも考えられるわけで、メリットというか、どういった考えで始めていらっしゃるのですか。
済美教育センター 所長	まず、欠席連絡については現在、連絡帳や電話等でのやり取りということになります。学校、保護者の方の負担という声もいろいろ聞きました。それをメールのシステムで一括で連絡をすることで手間が省けるという部分があります。さらに、保護者に向けたお手紙や学校だよりについては、現在も確かにホームページ等でお伝えしている部分があります。例えば、各行事のアンケートや様々紙でやっているものを、できるだけ紙を減らして保護者の方に伝えるということ、また、中にはお子さんのランドセルの中にずっと紙が埋もれてしまって、保護者の手元に届かないとか、いろいろな声がありまして、常にいつでも保護者の方がそういった情報をキャッチできるような態勢を取っていきたいと考えております。
委員	そうやってどんどん情報が積み重なっていくと、結局は紙と同じになってしまうのです。なので、こちらから能動的に閲覧するという形のペーパーレスだとか、欠席者が100人、200人になることはないので、それはメールでやり取りすればいい話であったりとか、無駄に大きなシステムを取り入れることで、逆に大変なことになっているのではないかと思います。
済美教育センター 所長	今、能動的にとおっしゃっていただきましたが、正にそのとおりなのです。必要なときに、保護者の方が SharePoint というアプリを使って、学校だよりをそこから取り出してくるというようなシステムですので、紙とデジタルの両方が使えるようなシステムです。
委員	それはそうですが、結局二度手間なのです。プリントはたまっていくものなので、閲覧すればいい話なのです。なので、アプリを入れるとか、そうい

	った手間が保護者は嫌いなのです。なのに、わざわざ外部委託して、このような大きな企画にするというのが無駄ではないかと保護者として思います。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	メールで送るとか、そういったこと自体はいいと思います。ただ、これを機会に、親が子どものタブレット、今、小学校では児童に配布していますが、それをのぞく機会が増えるのではないかと心配しています。親に見せたくないテストの答えは破って捨てればいいのですが、ところが、もしかしたらそれが見られるかもしれない、いや、ローカルに置いていませんよ、クラウドに置いてますと、そうだったとしても、大体クラウドのパスワードは登録してありますから、ピッピッピッと親だったら見ることはできます。どうなっていますか。
済美教育センター 所長	今回、ギガスクールで配布したタブレットについては子ども専用となっております。ただ、その運用については、もちろん保護者の方がのぞき見することは可能になってしまいますが、そういったことは決まりの中できちんと守っていただく、そこはルールを徹底したいとは考えております。そういったことで子どもたちも安心して学習もできますし、そこに記録もできますし、そんなシステムが必要とは思っております。
委員	子どもたちの安心はとても重要だと思います。とすると、保護者の中にはパソコンを持っていないとか、ネット環境のない方もやはりいらっしゃると思います。でも、お子さんは今持っているわけですが、そういった方にはどうやって対応するのですか。
済美教育センター 所長	現在使われている紙については廃止するわけではなく、欠席の連絡の際も、オンラインが使えない方はこれまでどおり連絡帳、もちろんプリントが必要な方はプリントというような、すみ分けと言いますか、保護者の希望に応じて配慮していきたいと考えております。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	1点だけ教えてください。本当に基礎的なことですが、障害者の医療機器の貸付けについては、今回給付申請ができたということで、個人情報の記録の内容ですが、ここに続柄という記載があります。これは機器使用者が本人だけであれば本人となるのですが、これは申請があるから、例えば母とか、そういう記載にもなるのかなとも思いますが、この続柄というのは何を想定されているのですか。
保健予防課担当者	続柄については、やはりお子様の申請もあるということから、母とか父といったことを想定しております。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	教育のものについては、誰がそもそも情報共有できるのですか。先生はみんな見ることができるのですか。
済美教育センター 所長	この欠席連絡システムを教員の誰が見られるかということによろしいですか。このシステムについては、校内の、例えば今連絡を受けている副校長とか担任とか、そういった者に限って情報共有することができます。
委員	いや、例えば生徒の個別に、全部の先生が見られるわけではないということですか。それはプログラムできるのですか。この生徒についてはこの人し

	か見られないというプログラムはできるのですか。
済美教育センター 所長	これまでの欠席の連絡は、連絡帳や電話で受けていますが、それは担任が受けたり、養護教諭が受けたり、副校長が受けたりしています。学校の中で欠席連絡をした人たちが一覧で表示できるようなシステムになっております。
委員	だから、それは全校の先生が見られるのですか。
済美教育センター 所長	いえ、それは限られた担任とか、副校長、養護教諭に限られております。
委員	担任以外の先生が見ることはできないように、システム上なっているのですか。
済美教育センター 所長	その設定を変えることで、ほかの方は見られない状況にはなります。
委員	個人情報の項目で、「調査の内容」とか「意見」というのがありますが、これは具体的にはどういうことですか。
済美教育センター 所長	学校評価のアンケートや、教育調査のアンケートというのは、これまで紙で保護者の方に送られていたのですが、この Forms を使いますと、オンライン上でアンケートの回答ができるという、そのようなシステムです。
委員	紙ベースに加えてオンラインで外注に出すということが、業務の軽減になるのですか。加えただけですよね。
済美教育センター 所長	例えば、先ほどのアンケート調査であれば、紙で行ったものについては、全てを手で入力をして、集計、分析するということになりますが、これを使うことによって、それが一括で Excel のようなもので表計算されて集計され、それを基に教員がアンケートをまとめるということで、大分業務の簡略化は図れるかと考えております。
委員	でも、紙の部分は自分で入力するということですよ。
済美教育センター 所長	保護者の方々がですね。
委員	それを要するに受け取った学校側は、それを今度入力しなければいけないわけですよ。
済美教育センター 所長	紙のものですか。紙のものについては入力をいたします。
委員	よく分からないのですが、個人情報保護という点ではよく分かったので別にいいのですが、私はオンラインになってよく分かったのですが、オンラインで授業になると楽でいいですねみたいにする人がいるのです。でも、正反対なのです。これは二重にこういうことをやって、それは先生の負担を軽減するというのはおかしいですよ。現場を知らなすぎます。恐らく逆だと思います。二重にやるというのは、どれだけ手間か。全然分かっていないと思います。私、個人的にはすごくそれは疑問です。 あと、出欠とかについてとても疑問なのは、それは電話は少しは手間ですが、そこで例えば保護者の声を聞いたり、そのときに、このことを伝えようと思ったことを伝えられたり、いろいろなメリットもあるのです。全部業務だとして、教育イコール業務と考えたら、全部合理性で考えるというのは、

	<p>本質的ではないですが、何でもデータ化で便利になるから、それが全部にとってメリットになるという考え方自体が、先ほどの予防接種もそうですけども、少し疑問だなというか、それだけ本当にコストを掛ける意味があるのかなという気はしているのです。子どもの数も減っていつてわけじゃないですか、現状。杉並区はもしかしたら人が入ってきているかも分かりませんが。でも、ちょっとした連絡すら、声も聞かないとか、メールもしないというのが、やり方として正しいというのは、私は根本的に本当に本当に反対です。</p>
<p>済美教育センター 所長</p>	<p>委員のおっしゃる意味もよく理解いたします。朝、保護者の方から連絡をいただいて、実際そこで教員が保護者の方とやり取りをするという場面もよくあります。ただ、このシステムに乗り換えたからといって、そういったことをしないわけではなく、教員から、例えば放課後の時間に今日はどうでしたかというようなことで、温かい声といったもので保護者とのやり取りはしてまいりますので、このシステムが全てこれまでやったことを置き換えるものだとは考えておりません。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>今、他の委員のやり取りを聞いていて、学校の点で2つ確認をさせてもらいたいです。</p> <p>私が前提としている認識と違っていたらということで伺います。SharePoint を使ったプリントの配布に関して、アプリをあらかじめダウンロードしておく必要はなく、URLが発行されて、それを開くとプリントが見られるという形になってくるので、今、親切な先生がすぐメールにホームページの該当のファイルのURLを貼って送ってくれるのと、保護者側の負担感は全く一緒で、ホームページを見てくださいただけよりは少し楽になると認識しておりますが、この認識で合っているかどうかは1つ目です。</p>
<p>済美教育センター 所長</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>委員</p>	<p>2点目が、今コストを掛けてこんなことをという文脈の話がありましたが、これはマイクロソフトの仕組みの中で完結しているので、コストは掛かっていないと思っておりますが、その認識でよろしいですか。</p>
<p>済美教育センター 所長</p>	<p>現在導入している Office365 のシステムを活用しますので、コストとしては掛かりません。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>保護者側はマイクロソフトの Office365 を導入する必要があるのかどうなのか。それから、Forms を教員の方が有効に活用できるのかどうなのか。その辺を教えてください。</p>
<p>済美教育センター 所長</p>	<p>まず、保護者側が Office365 を導入する必要はありません。URLをそのまま保護者の方にお送りしますので、全く問題なく使えます。</p> <p>また、教員の Forms の使い方については、この後教員への説明、研修といったことで使えるように周知をしていきたいと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>15 ページの下の段に、具体的な活用場面ということで、「学校だよりの配信」とありますが、先日校長先生を経験された2人の方と懇談させていただ</p>

	<p>く機会がありまして、そのときに保護者の方が、なるべく紙のものは渡してくれるなど、学校だよりもデータでいいというような、本当に時代がそういうふうになってきたのだというようなお話を伺ったのです。実際、現場として、そういった声というのはどんな状況なのか伺えますか。</p>
<p>済美教育センター 所長</p>	<p>今回のシステムを導入する際も、多くの保護者の方から、紙を減らす、できるだけプリントはデータで送ってほしいとか、欠席の連絡も手渡しではなく、オンラインでやってほしい、そんな声が数多く挙げられました。</p>
<p>会長</p>	<p>もし御質問がなければ、御意見ですが、先ほど来の委員の御質問の内容は、議事録上は御意見とさせていただいて、それに加えて御意見をいただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>諮問第7号から第9号について意見を申し述べます。この審議会では、様々な角度から意見が出ておりましたが、私の状況からしますと、保育施設等で連絡帳のICT化が進んできている中、またコロナ禍にあって、今のやり方は連絡帳の冊子を近所の友達に預けて持って行ってもらうという、この基本的な対応について、センターでも受けられたということですが、私もこの間多くの電話を受けてまいりました。あと、財政的な難局にもありますが、そういった中で、新たな経費を要しない形で構築していただいたところも評価しております。多くの保護者が喜ぶ表情が私の目には浮かぶということと、過重労働が問題となっている学校現場にとっても、これは福音となる施策ではないかと思っておりますので、この施策については賛成といたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかに御意見はありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>P T A 連合会長をしまして、教職員の気持ちも聞いているのです。研修、研修が多くて、子どもたちに接する時間がないと。そうやって新しいものを導入して、結局は二本化ではないですか。保護者側も新しい知識を得ようとしないので、今、生きるのに必死な世の中なので、その新しい知識を得る研修ができるか、できないか、私としては負担がすごくかわいそうだなと認識しております。なので、ここは反対ということをお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかに御意見はありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>報告第2号と諮問第3号についてですが、文書でのやり取りがきちんと返却されるということも確認できましたので、しっかりとその辺は管理をしていただくことを要望して賛成とします。</p> <p>諮問第7号から第9号についてですが、個人情報保護という観点からは反対をするものではありませんが、やはり教員の方々に対する負担が更に増えるというのは大変懸念しております。研修をするというお話が先ほどもありましたが、そういう部分において、負担をできる限り軽減する、若しくは紙でやっているのであれば、そのままという形でやっていってもいいのではないかと、保護者に対する周知も保護者の負担にならないようにということ意見を意見として言わせていただいて、諮問に対しては賛成とします。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかに御意見は何かありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>私も委員と全く一緒に、個人情報保護という観点で言えば別に問題はないと思いますが、そもそも担当する先生しか見られないというのであれば、そ</p>

	<p>の先生がきちんとコントロールしてやっていることがあるわけで、それに加えて、こういうシステムを入れられたら、絶対これにまた乗っからないといけない、そうすると委員がおっしゃったように、先生の負担はまた増えてくるわけです。ですから、そういったことも考えていただきたいと思います。</p> <p>あと、効率化といったようなことだけで教育を見ようということはやめていただきたいと思います。それによって失うものは必ずありますので、その部分を考えていただきたいと思うところがあります。何でもデジタル化で効率よくなっているかという、普段の業務もそうですけども、皆さん、暇になっているのですか。どれだけ杉並区は職員を減らすことができたのですか。どれだけ学校の先生は暇になったのですか。デジタル化は結構ですけど、トータル的に非常にコストも掛かっていますし、それによって我々が得たものを全然考えないではないですか。その場限りの効率化、それだけです。だから、何となく私はそういった意味では賛成できないです。反対です。</p>
会長	<p>そうしましたら、報告第2号は了承、諮問第3号から諮問第9号までは反対御意見も含めて決定といたします。</p> <p>先ほども申し上げましたが、13件中3件で、今1時間35分たってしまったので、申し訳ないのですが、終了時間は早くて16時半を想定したいと思います。この後も、もし長引いた場合には、17時ぐらいまでの延長になるかと思えます。あらかじめ時間についてお伝えしておきます。</p> <p>次に、報告第3号と諮問第10号から諮問第12号、報告第4号と諮問第13号、諮問第14号・諮問第15号について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>報告第3号、諮問第10号～第12号 報告第4号、諮問第13号 諮問第14号・諮問第15号</p>	
情報政策課長	報告第3号と諮問第10号から諮問第12号、報告第4号と諮問第13号について説明する。
情報システム担当課長	諮問第14号・諮問第15号について説明する。
会長	ただいまの説明について御質問はありますか。
委員	諮問第13号の広島の場合について伺います。これは、この審議会で私は随分こだわっていて恐縮なのですが、22ページの心身等の情報欄に「容ぼう・姿態」という表現があります。これは、これまで使っていた容姿と同一の内容を指しているのかということと、あと、「健康状態」、「容ぼう・姿態」という所に、具体的にどういう文字を記録するのかということを確認します。
区民生活部管理課長	<p>「容ぼう・姿態」の所ですが、先ほど情報政策課長からもお話がありましたように、後ほど派遣記録については報告書にまとめていくに当たり、現地での活動等を写真に収めていくということで記載をさせていただいているところです。</p> <p>また、「健康状態」については、コロナ禍であるということも踏まえて、健康に安全に実施するという観点から、2週間ぐらい前から熱を測っていたりとか、体調不良がないかということを確認していただいて、それを</p>

	こちらのほうで最終的に収集するという意味で、「健康状態」を記載させていただいたところです。
委員	この件の主管課ですが、これは区民生活部管理課で間違いないでしょうか。というのは、これは教育委員会の関与はないのかどうかということを確認します。
区民生活部管理課長	こちらの事業ですが、平和事業の一環であるといったことから、平和を担当している区民生活部管理課で事業化したものです。今回、中学生と一緒に派遣で行くということになっておりますので、教育委員会の済美教育センターとカリキュラム等を協力して作りながら連携して実施していくものです。
委員	諮問第 14 号・第 15 号の SMS を使った納税についてですが、これは全納税(納付)義務者に対して SMS を送るということなのか、それとも、具体的なケースはいろいろあると思うのですが、滞納者等というふうに説明したときに、これは滞納者等に限定して送るものなのか確認します。
納税課長	当初は、督促状の対象者に納付案内を行う目的で実施いたします。
委員	これは SMS の送付なので、携帯電話の番号を捕捉していないと実施できないものかと思っているのですが、その認識でよいかということと、その場合、この携帯の番号というのは、どのぐらいの割合、ボリューム感で捕捉しているのかというところを伺います。
納税課長	督促状の対象者のうち約 7 割ぐらいが、ショートメッセージサービスの送付が可能な携帯電話番号を保有していると想定しております。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	今の 22 ページの件、私も実は聞こうと思ったのですが、これは先ほども教育のものでありましたが、個人情報の中身というか書き方は、もう少しちゃんとしてほしいと思うのです。先ほどの「意見」とありましたが、誰の何の意見か読んでいて全然分からないのです。今回も、この心身の情報に「容ぼう・姿態」とあって、私も何だろうと。項目としては、確かにここにしか書けないのかなとは思いますが、活動中の姿の写真とかデータといった、そういう説明をやはり入れておいていただかないと判断のしようがないのです。何の個人情報をどういう形で使ったか、どこに提供したかと、逆に言うところだけはっきりしていればいいのです。だから、何を指しているのだろうか、ときどき引っ掛かるのです。そういうのも書いておけば誤解がないですし、質問もないので、できればその辺を書いていただくと有り難いと思います。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	私も「容ぼう・姿態」は何だろうと思っていたのですが、それとは別に、同じ 22 ページです。「加入団体名」というのは、どういうことを想定しているのでしょうか。
区民生活部管理課長	こちらの派遣事業においては、事前に学習会等を予定しており、杉並区の戦争被害の状況などを杉並区の郷土史会の方から、また、原爆被害の状況については、光友会の方などに講師として来ていただいて勉強する予定です。また、現地では、現地の中・高校生との交流会も予定しており、その活動記録を残していくということから、「加入団体名」ということも入れさせてい

	ただいたところでは。
委員	「加入団体名」って、それこそ学生さんですから政党というのではないと思いますが、何となく政党的なものとかと、本当に思想の自由に反するような記載をちょっと推測させるものだったので質問させていただいたのですが、そうしたら分かりやすいように書かれたほうが、意見になりますが、よろしいのではないかと思います。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	今年度は広島ということで大変重要だと思っているのですが、業務への委託期間が継続という所に「○」をされていますが、この継続はなぜかということをお教えください。
区民生活部管理課長	今年度、広島に派遣をするということで考えております。今回、初めて区で行う事業ですので、学習効果がどうだったかということの振り返りを行った上で、来年度以降継続していくかということも考えているところです。まだ、それについては実際やってみないと分からないのですが、事業を継続していく可能性もあることから、今回は継続とさせていただいたところです。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	私も報告第4号と諮問第13号の平和事業に関する業務についてです。対象は何名ぐらいになるのか教えてください。
区民生活部管理課長	派遣対象者は、生徒30名ということで予算化しております。保護者を入入れると倍くらいの数字で、たくさんの応募が来ると、その記録は多くなりまして、大体100人前後の情報管理を予定しております。
委員	児童・生徒だけではなくて、保護者の方の個人情報もここで記録していくことになるのですか。
区民生活部管理課長	連絡先等として保護者の情報も収集する考えです。
委員	あと、委託事業者なのですが、これは保険の代理店とか、そういう事業者をイメージしていればいいのでしょうか。
区民生活部管理課長	こちらは、旅行会社をイメージしておりまして、現地のホテルの手配と食事の手配や保険加入、そういったものについて委託をしていく予定です。
委員	個人情報の委託先等の授受の方法ということで、磁気媒体、文書とありますが、それらは委託先でどのような管理をされるのかは、どう想定されているのでしょうか。
区民生活部管理課長	基本的には文書でお渡しするような予定でして、絶対外部には漏らさないようにお話をすることと、さらに、事業が終わった後には、廃棄又はこちらで回収することを考えております。
委員	諮問第14号・第15号ですが、電話番号、先ほど7割とおっしゃっていたのは、既に分かっている電話番号、分かっている人の人数が7割ということだったのででしょうか。
納税課長	そのとおりです
委員	そうすると、7割以外の3割の方々の電話番号というのは、今後積極的に収集するとか、そういうことは考えていらっしゃるのでしょうか。
納税課長	財産調査等の上で、必要があれば収集する可能性はあります。
委員	そういった場合の収集の仕方は、本人に確認をするということなのです

	か、それとも、どこか別ルートで電話番号が分かっているものがあるのでしょうか。
納税課長	基本的には御本人様と納税交渉などの際にお聞きしたりだとか、あとは、賦課資料の中で記載されているものなどです。
委員	基本的には本人の同意があって収集されるものという認識でよろしいでしょうか。
納税課長	それ以外にも、賦課、課税資料などに記載されているものなども収集する予定です。
会長	ほかに質問はありますか。
委員	諮問第 13 号です。平和事業についてですが、先の決算委員会で 2020 のオリンピックの前、オリンピック憲章で平和ということを出しているから、それと合わせて行うということで、今回のことはオリンピックが 2021 年に先延ばしになったので、それで行うというような認識をしていたのですが、個人情報ですから関係ないのですが、継続という言葉が出ていて、これはずっとやっていくという、そういった認識でよろしいのですか。
区民生活部管理課長	この事業については、オリンピックのときにオリンピック事業が平和の祭典であるといったことで、そこで平和という部分で中学生の方にもいろいろなことを考えてもらいたいということで、レガシーとして広島派遣ということがあったものです。 今回、この広島派遣事業がやはり教育効果が非常にあるというようなもので、平和にとっても寄与するものであるということであれば、令和 4 年度以降も考えていく可能性もあるといったところでして、今の段階ではまずは今年度成功させると。その上で、来年度以降、継続の可能性もあることから、今回、継続ということで審議会に掛けさせていただいたところです。
会長	ほかに質問はありますか。では、御意見があればお願いします。
委員	報告第 3 号と諮問第 10 号から第 12 号については、特に意見もなく賛成といたします。 報告第 4 号と諮問第 13 号については、個人情報の外部委託の委託事業者に対する個人情報の取扱いについては、しっかりと指導というか管理を徹底させていただくことと、あとは、これは個人的な思いですが、30 名だと少し少ないかなと。もっと多くの子たちを、広島や長崎に送っていただければということ意見をしまして、賛成といたします。 諮問第 14 号・第 15 号ですが、SMS を使ってということで、封筒を開かなくても携帯で見られるというのは有効だとは思いますが、ただ、逆に言うと、区からいきなり滞納していたものを支払ってくださいとか、納付書届けましたとかというのが携帯に来ると、納税者側も驚いてしまうのではないかなということで、やるとしたらきちんと、SMS でそういうメッセージをお送りしますという事前の伝達・通達というのですか、周知をしっかりとやっていただくことが重要なのではないかと思います。 あとは、強引な電話番号の収集はしないようにということを申し添えて賛成といたします。
会長	ほかに御意見はありますか。特にないですか。そうしましたら、先ほど委

	<p>員から御質問のときに出まして、委員が少しまとめてくださってという形でしたが、心身等の情報の所に「容ぼう・姿態」と書く部分に関しては、もう少し分かりやすくするというので、事務局がこちらの審議会に諮る際に、所管課の書き方を確認していただくというようなことを御協力いただければと思います。</p> <p>「写真」と書けばいいかという、あくまでここは記録の内容でして、記録の手段を書くわけではありませんので、例えば今回の場合であれば、心身等の情報の所に「容ぼう・姿態」と書くのではなくて、「活動の写真撮影」などと書いていただければいいのかと思います。分かりやすいような形で御配慮いただければと思います。このようなことを私からの意見とさせていただいた上で、報告第3号・報告第4号は了承、諮問第10号から諮問第15号は決定といたします。</p> <p>次に、諮問第16号、報告第5号と諮問第17号、報告第6号・報告第7号と諮問第18号から諮問第25号、諮問第26号について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>諮問第16号 報告第5号、諮問第17号 報告第6号・報告第7号 諮問第18号～第25号 諮問第26号</p>	
情報システム担当 課長	案件について説明する。
会長	ただいまの説明について御質問を受けたいのですが、最初に私のほうから確認と質問をさせていただきます。諮問第26号での、43ページの長方形の枠の上の部分が現状で、それを下のほうに改正したいというところだと思いますが、ここで言っている「資料等の送信は行わない」というところを、「資料の通信手段として活用する」というふうに書き替えたいという諮問をいただいているのですが、これは会議中に図などを説明する、既に配布された資料の図などを画面に出したいという趣旨で、こういうことを御提案いただいているのでしょうか。
情報システム担当 課長	会長のおっしゃるとおり、相談業務若しくは会議をする中で、PDFやパワーポイントの資料等について、画面上で共有しながら確認できると、そういった趣旨で、このように記載させていただきました。
会長	更に会議資料については、基本的にオンラインになる場合には、事前に郵送などで配布されていると思いますけれども、それらの資料を画面に投影するということを言っているのであって、このオンラインの席上、新たに電子情報として何かを新たに送信したいとかということではないという理解でいいのでしょうか。
情報システム担当 課長	はい、ご指摘のとおり、会議等で利用する資料等を、事前にお送りするなど、対応しておりますが、それら資料等について画面上で共有できるようにしたいというような考えでございます。
会長	なるほど、分かりました。私の理解としては、その範囲だったら、それは

	<p>映像を通信手段として使うというようなことで、これを逆に書き換えてしまうと、むしろその場で新たな資料を追加で配布したりもできることになってしまうという解釈になってしまうので、ちょっとこの諮問自体がいかかかなと思うのですが、それについては何か御意見ありますでしょうか。</p>
情報・行革担当部長	<p>今、会長から御指摘をいただきましたこの資料ですが、私どもとしてはできるだけ厳格な取扱いをしたいという思いがございまして、今回諮問させていただいた次第なのですが、今、会長と担当課長とのやり取りを私のほうで確認をする限りでは、確かに会長のおっしゃるとおり、あえて諮問をしなくても、現行の規定の中で十分読み取ることができる、そういったPDFだとか、パワーポイントは、この映像等の中に読み込んでいくということで十分御理解がいただけるというふうに認識いたしましたので、この場で申し上げるのも大変恐縮でございしますが、この諮問第 26 号につきましては取下げをさせていただければと思っております。</p>
会長	<p>余り先例はないですけども、質問の中で取下げということなので、また改めて必要だったら諮問していただくということで、諮問第 26 号を省きたいと思います。</p> <p>そうしましたら、諮問第 26 号を除く部分で、説明について御質問があればお願いします。</p>
委員	<p>諮問第 16 号、「生活支援サービス・活動紹介 BOOK」について 1 点だけ伺います。これを電子化するという趣旨には賛同するものではあるのですが、1 冊いただいてまいりまして、中身を見ると、親子向けのサロンの情報とか、子ども食堂の情報も掲載されているというところが見て取れます。これが「在宅医療・介護保険サービス事業者情報検索システム」の中に行ってしまうと、リーチしなくなるのじゃないかなということを懸念してございまして、ここに載っている全ての情報がそこに行くのではなくて、適切な所に情報が分配されていくような形が理想かなというふうに思っているのですが、その辺りの計画をお伺いできればと思います。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>この BOOK 自体が、高齢者やその御家族向けの情報で、その中で、高齢者がお使いいただけるようなサロンや、子ども食堂でも高齢者が使えるというようなことで、これまで御提供させていただいております。</p> <p>それで、御指摘の、そうは言っても、子どもさんの親とか子どもさん自身がサロンを使いたいとか、子ども食堂を使いたいというときには、このシステムを検索できるようにしていきたいと思っておりますので、地域の集いの場ということで探せるような仕組みにしたいと思っております。例えば、検索をする際に、「会食」、「子ども食堂」というようなキーワードで検索していただければ、このシステムに入るようにいたしますので、高齢者のほうから移管をするというよりは、ここをのぞいていただけるような仕組みにしていきたいなというふうに思います。</p>
委員	<p>今の課長のお話を整理すると、情報が載っているのはこのサイトではあるのだけれども、例えば子ども・子育て系のページを作っていると思うのですが、そこ子ども食堂の欄を押すと、その検索結果に飛ぶような形に、横にリンクを貼り出すみたいな案で調整をしようというふうなお話として</p>

	理解してよろしいでしょうか。
地域包括ケア推進担当課長	区のホームページで検索ができますので、区のホームページの検索ページで検索をしていただければ、ここに飛ぶという仕掛けでいきたいなというふうに思っています。
会長	ほかに御質問ありますか。
委員	私も諮問第 16 号についてです。もともとこの BOOK のほうは、現在発行部数というのはどれくらいあるのかというのと、現状は高齢者の方々が直接その BOOK を手にするという運用の仕方なのか。それとも、ケア 24 とかの職員の人たちがその BOOK を見て、高齢者にあれだよ、こうだよというふうに伝えるというやり方なのか。その辺を教えてください。
地域包括ケア推進担当課長	今、発行部数は 1 年間で 3,000 部ほどでございます。それで、3,000 部をケアマネージャーやケア 24 などに主に配布をいたしまして、ケアマネージャーやケア 24 の職員が、必要に応じて高齢者の方に差し上げているということで、部数が限られてございますので、途中でなくなる、あるいは諮問の中にも書かせていただきましたが、内容の更新が 1 年に 1 回しかできないというような状況でございます。 今後は、高齢者御自身がホームページから見るができるということと、それからケアマネージャー、ケア 24 の職員からもお知らせができるということで、今までの 3,000 という限られた数から、もっと幅広く、いろいろな高齢者の方に情報が行くようになるのではないかとこのように考えてございます。
委員	そうすると、紙媒体からこのオンラインデジタル媒体に変わることで、今まで紙媒体を頼りにしていた高齢者に情報が届かなくなるということは想定できないと、そういうことはないという認識でよろしいのでしょうか。
地域包括ケア推進担当課長	今、申し上げましたように、ケアマネージャーやケア 24 の職員が今まで印刷されたものをお渡ししていましたが、これからは、もし高齢者がこの情報が欲しいなというふうに言われましたら、印刷をして差し上げるように手配をしようと思っております。印刷につきましては、ケア 24 や私どもの課のほうで、御要望があればプリントアウトをして差し上げるというふうに考えてございます。
会長	ほかに御質問ありますか。
委員	28 ページで、委託に係る個人情報の項目で、氏名、住所、電話番号、活動内容とあるのですが、委託の内容は活動団体の掲載ページとか、活動団体の掲載内容の調査ということなのですけれども、活動団体自体を超えて個人の情報を提供する、提供しないといけない理由というのを教えてください。
地域包括ケア推進担当課長	氏名や住所というのは、活動の中心になっている方のお名前、お電話番号を今までも載せさせていただいて、それが連絡先となっております。
会長	ほかに御質問ありませんか。では、御意見を伺いたいと思います。
委員	諮問第 16 号について、諮問の内容は了承といたしますが、先ほど、子ども食堂等を検索サイトのターゲットとちょっと違うサービスについて、区のホームページの検索で受けるというふうなお話がありましたが、これに関して、杉並子育てサイトの中に区内の子ども食堂の御案内というふうな記載も

	<p>あったりするものですから、こういったナビゲーション上でリンクするような配慮というものを改めて御検討いただければなというふうに思っています。</p> <p>それと、先ほど諮問第 26 号が取下げとなった件について申し上げてよろしいですか。諮問第 26 号に関して、画面共有の件に関しては会長と部長でお話いただいたとおりで結構かなというふうに思うのですけれども、恐らくこの記載を見てみると、将来的なオンライン会議システム上のチャットを経由したファイルの送受信みたいなことが可能となる変更かなというふうに読み取っている部分もあります。今、Webex でできないから、そこのお話は余り焦点にならないのですけれども、そういった面では、このオンライン会議システムの可用性を高めていくというふうな観点で、また改めてこの辺りどこまで開放していくかというところは、機能拡張との見合いで御検討いただき、引き続き積極的な活用を推進していただければと思っております。</p>
会長	ほかに御意見はありますか。
委員	<p>諮問第 16 号についてです。諮問については反対するものではありませんが、運用について一言だけ。BOOK になっているということで、求めている情報以外の情報も目に入ってきて、「あ、こういった活動があるのか」というような見方ができるのが、紙媒体のいいところだと思います。それをサイトとして検索をするというふうになると、自分が求めているものしかそこに表示されなくて、そこから幅が広がっていかないというところもあると思います。そういったことについては、運用上でなるべく工夫をしていただきたいと、いろいろな活動があるんだということを、きちんと高齢者の方々に伝えられるというような形にさせていただきたいと意見を付けまして、諮問第 16 号については賛成といたします。そのほかについても、特に意見なく賛成です。</p>
会長	ほかに御意見ありますか。
委員	<p>諮問第 16 号についてです。最新の情報を届けるという意味では、こういった方法は賛成なのですけれども、そうするとデジタル弱者という方々には更にその差が出てしまうということも考えられますので、そういった方へどうやって最新の情報を届けていくのかという辺りは、やはり人から人へというところはきっちり残していくべきところだと思いますので、その点はしっかり取組の手を抜くことなく、ここで最新の情報を出しているからいいんだということではなく、丁寧な対応をしていただきたいと思ひまして、賛成の意見といたします。</p>
会長	<p>ほかに御意見ありますか。</p> <p>そうしましたら、報告第 5 号から報告第 7 号は了承、諮問第 16 号から第 25 号は決定といたします。</p> <p>次に、諮問第 27 号・諮問第 28 号について事務局から説明をお願いします。</p>
諮問第 27 号・諮問第 28 号	
区民課長	<p>資料 46 ページを御覧ください。案件名は、令和 3 年度住民基本台帳ネットワークシステム業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ評価の実施内容等についてです。主管部課名は、情報政策課及び区</p>

	<p>民課です。</p> <p>それでは、今回諮問させていただく具体的な内容を御説明いたします。1、住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等について、47 ページの別紙1を御覧ください。諮問事項として項番1に記載のとおり、3点ございます。1つ目が総務省発出のチェックリストに基づく自己点検、2つ目が住基ネット安全措置実施状況等に関する職員アンケート、3つ目が住基ネット緊急時対応訓練です。具体的な内容は、項番2の各事項の実施内容に記載しております。こちらですが、例年諮問させていただいている内容ですので、詳細についての説明は省略いたします。</p>
<p>情報政策課長</p>	<p>48 ページ、別紙2、情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等を御覧ください。諮問事項は1に記載のとおり、3点ございます。1つ目が総務省発出の情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく自己点検、2つ目が情報提供ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する職員アンケート、3つ目が情報提供ネットワークシステムの緊急時対応訓練についてです。具体的なそれぞれの業務内容については、2の各事項の実施内容に記載していますので、御確認ください。</p> <p>案件の説明は以上ですが、ここで本件についてのセキュリティの評価に関する例年の流れについて御説明させていただきたいと存じます。49 ページの参考資料を御覧ください。本件の関連について、年間これまで2回の諮問をしておりました。昨年度の審議会においても、2度目の諮問の理由について御質問等もいただいたところです。全体の流れが見づらくなっていたところがございますので、49 ページに図として示しています。</p> <p>まず、上から5月です。今いたしました諮問になりますが、セキュリティ評価の点検項目や実施方法の妥当性を審議会に諮問したところです。この内容は専門的なことから、例年、審議会では住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会に附託しまして、こちらの部会で審議をしていただいております、部会については、審議した内容を10月の審議会に通常報告していただいております。</p> <p>その報告を受けて、10月の審議会において区へ答申をいただきます。この答申を受けて、区はいろいろなものを実施いたしまして、その上で、実施後、12月の審議会において、その評価結果が妥当であるかを改めて2回目の諮問をします。その諮問についても、同じく審議会が部会に附託し、部会で審議して、3月に部会から審議会に報告され、3月の審議会において区に答申をいただいているというような、例年はこのような流れになっており、2回の諮問を行っていたものです。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの説明について、御質問ありますか。</p> <p>では、本諮問につきましては細かくその適正さを確認すべきと思いますので、今、参考資料で御説明いただいたとおり、例年のとおり、住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会において事前の確認を行い、その内容を第4回審議会にて部会からの報告を受け、答申することといたします。なお、部会の運用については、私が部会長をしておりますので、私に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょう</p>

	か。
(異議なし)	
会長	<p>ありがとうございます。あと、毎回申し上げておりますが、部会のほうは当審議会の委員の方は傍聴参加できますので、内容について御興味があれば、是非部会のほうにも御同席いただければと思います。それでは、事務局は調整の上、部会を開催してください。よろしくをお願いします。</p> <p>次に、一般報告がございます。事務局からの説明をお願いします。</p>
区民課長	<p>50 ページを御覧ください。案件名は、令和3年度住民基本台帳ネットワークシステム業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画等について、主管部課名は情報政策課及び区民課です。</p> <p>それでは、内容を御説明いたします。「1 住民基本台帳ネットワークシステム業務に係る事項」の「(1) 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第5条等の規定に基づく報告」について、51 ページの別紙1を御覧ください。令和2年度の処理件数ですが、一覧表の1行目、「第1号 転入通知(送信)」及び、2行目、「第2号 転入通知(受信)」について、いずれも転出入の届出に連動して送受信される情報であり、令和元年度に比べてコロナ禍の影響もあり、転入が減少し、転出が増加したということになります。また、これに伴い、転出地から送付される8行目に記載の「第9号 転出確定通知(送信)」が増加しております。その他の件数は、表に記載のとおりとなっております。</p> <p>次に、「(2) 令和3年度住民基本台帳ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画」について御説明いたします。52 ページの別紙2を御覧ください。計画の内容ですが、4月に異動者等を対象に、住民基本台帳ネットワークシステム業務の新規従事者への研修を実施したところです。5月は本日、この報告と先ほどの諮問第27号を行っているところです。例年、第1回の審議会で報告、諮問させていただいているところですが、4月に緊急案件があった影響で、本日の第2回審議会での報告、諮問となっております。</p> <p>また、7月から9月にかけて、チェックリストに基づく自己点検を実施いたします。10月には、住基ネット緊急時対応訓練を実施し、11月から12月には、住基ネット職員アンケートを実施する予定です。そして、12月にはこれらのセキュリティ対策の実施結果について、審議会に改めて諮問する予定です。住民基本台帳ネットワークシステム業務に係る事項については、以上です。</p>
情報政策課長	<p>続きまして、53 ページの別紙3を御覧ください。「令和3年度情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画」について御説明いたします。方針は、「情報提供ネットワークシステム業務における人的、物理的及び技術的セキュリティ対策の徹底」です。この計画の内容ですが、4月に情報提供ネットワークシステム業務の新規従事者を対象とした研修を実施したところです。5月は記載のとおり、この報告と先ほどの諮問第28号を行っているところです。6月は情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練を実施し、6月から7月に自己点検を実施する予定です。11月から12月には職員アンケートを実施し、12月にその実施結果について審議会に諮</p>

	問させていただき予定です。説明は以上です。
会長	<p>ただいまの説明について御質問等ありますか。</p> <p>御質問がなければ、本件は了承といたします。</p> <p>それでは、ただいま御審議いただきました諮問事項について、ここで答申をしまいたいと思います。これから事務局が答申案文をお配りしますので、内容を御確認をお願いします。</p>
(答申案文の配布)	
会長	本日、諮問の第 26 号を取り下げましたので、配布資料から削除しております。御確認ください。この内容でよろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	では、答申文を情報・行革担当部長にお渡しいたします。
(答申文の受領)	
会長	本日の議題は以上です。事務局から何かございますか。
情報・行革担当部長	<p>私のほうから御報告等がございます。本日もお忙しい中、また、長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございます。一部で言葉足らずの説明があったこと、この場をお借りして、お詫び申し上げたいというふうに思います。</p> <p>さて、現在、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発出されてございまして、様々な新しい施策が国をはじめ、区においても検討がなされているところでございます。そこで、新たな事業の実施に先立ちまして、緊急に審議会の皆様の御意見をお聞きしなければいけない、そういった必要性も生じる可能性がございます。4 月には書面会議を開催させていただいたばかりでございますけれども、誠に恐縮でございますが、場合によっては、今年度 2 度目の書面会議を開かざるを得ないという状況も想定されるところでございます。その折は、何とぞこの事情を御理解いただいた上で、引き続きの御支援、御協力を賜りたいというふうに思っているところでございます。</p> <p>それから、この御案内が後先になって大変恐縮でございますけれども、現在の委員の皆様は、本年 6 月 30 日までとなっております。この間、お忙しい中、皆様の貴重な御意見を頂戴し御審議いただいたこと、この場をお借りして、改めて御礼を申し上げたいというふうに思います。後任の委員の方につきましては、現在、各推薦団体のほうに推薦依頼をさせていただいているところでございます。</p> <p>さて、今申し上げましたけれども、今後の書面会議は別といたしまして、実際にこのように一堂に会して審議会を開催するのは、恐らく今回が最後になるかと思っておりますので、大変恐縮でございますが、会長から一言御挨拶いただければと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。</p>
会長	ありがとうございます。この 1 年、審議会のほうへの御参加と、それから御意見、御確認などいただいてありがとうございました。今、情報・行革担当部長からもありまして、コロナ対応としてですが、急きょ、書面審議というような形の特別な形態を受け入れることに関しても、御理解、御協力いただきまして本当にありがとうございました。ただ、今の話でも、また

	<p>やらなければいけないかもしれないというお話があったのですが、そういう形でしばらく、そういうことがまた起こるかもしれませんので、その折はまた引き続きよろしくお願ひいたします。私のほうからは以上でございます。ほかに、事務局から何かございますか。</p>
情報政策課長	<p>2点連絡がございます。1点目ですが、確定版の会議録の配布についてです。本日確定した令和2年度第6回、それから令和3年度第1回の会議録を事務局からお配りしてございますので、お受け取りください。</p> <p>2点目でございます。新しい任期における最初の審議会日程でございます。7月29日、木曜日14時から、会場は中棟5階第3・4委員会室となっております。各団体のほうから新たに御推薦された方には、別途お知らせさせていただきたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>これで終了なのですけれども、主として区民委員の方にちょっと御意見があればと思うのですが、本日も最初の1件目ですごく時間を取っているわけです。この審議会の本来の範ちゅうは、個人情報提供や取得が適当か、いわゆる法令根拠があるか、条例根拠があるか、ということを確認するのがこの審議会の目的であるのですが、実際には御意見の内容は、そうではなくて、そもそも内閣官房が作ったシステムに情報を入れるのはいかがなものかというような意見が、多分1時間のうちの50分ぐらい使ったと思います。この審議会としては打ち切ることも、私のほうではできるのですが、一応参考意見として聞くことは有益かなと思って、今日も打ち切りませんでした。過去もこれまでもそういう形で、余りこの審議会の本来の目的でないものを打ち切るということは私もしてきてはいないのですが、このような進め方でいかというのを、もし御意見があれば、今日のは極端だったと思うのですけれども、本来打ち切るべきだというような御意見があれば、そのような会議進行も検討したいと思うのですが、どうでしょうか。</p> <p>今日ぐらいの範囲であれば、御意見を聞いてみてもいいのではないかと思います。今日に思っていただけであれば、全く関係のないものは打ち切りますけれども、それに付随するようなところと、それから、それに関しての行政事務の妥当性みたいなのところに関しての意見は今後もそのような形で少し、聞く時間を取ろうかと思っているのですが、どうでしょうか。</p> <p>打ち切ったほうがいいのかという方、逆にいらっしゃいますか。</p> <p style="text-align: center;">(挙手数名)</p> <p>分かりました。御意見も参考に、許容時間を目安を立てながら進行していきます。本日は30分以上延びてしまって、大変申し訳ありませんでしたが、引き続き御協力いただければと思います。今日はどうもありがとうございました。</p>
委員	<p>こんな時間になって何なのですが、やはり時間を短くしたいというのはあると思うのですが、そのためにも資料の作りですよね。多分、前にもこういった話が、「容姿」とかいうのが出たときに、そういった意見があったかと思うのです。もう少し分かりやすい資料の作りと、それから、個人情報の収集などでも、全員なのか、それとも希望者だけなのか、必要な人だけなのかと、今は区別もつかない状況ですよね。ですので、そういったことを、ちょ</p>

	<p>っと資料の作りを丁寧にしていきたい点が1つです。</p> <p>あと、今日もワクチンの関係が一番混乱したかと思うのですが、全体像が見えないと、その一部の1つのシステムだけの話だと、本当に必要なのかどうかもよく分からなくなってしまうところがありますので、資料についても、全体像の中のこの部分の話だよというのが分かるようにしていただけると、話も早くなっていくのではないかなということも思いますので、そういったお願いをさせていただきたいと思います。</p>
情報・行革担当部長	<p>確かに御指摘のとおり、資料の作り方、表記の仕方に誤解を招くような表現があったと思います。御指摘は真摯に受け止めて、次回以降しっかり対応したいと思います。</p> <p>それから、先ほどの予防接種の関係での対応等について、皆様からたくさん御指摘をいただいた次第でございますけれども、確かに説明において、やはり全体像がなかなか御理解いただけずに、ある面では誤解を招くような表現にもつながってしまったのではないかと考えております。説明の仕方についても事前に担当課長等としっかりと連絡を取り、適切かつ簡潔な説明になるようにしたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、以上で令和3年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本日は、御協力いただきありがとうございました。</p>